答　　申　　書

令 和 ４ 年 ２ 月 １ ７ 日

鳥取市下水道等事業運営審議会

目次

はじめに 1

１　下水道等使用料について 2

（１）使用料対象経費 2

（２）使用料算定期間 2

（３）下水道等使用料 2

（４）その他 2

２　付帯意見 3

（１）経営健全化の取組 3

（２）きめ細かな広報活動 3

おわりに 4

審議経過 5

鳥取市下水道等事業運営審議会委員名簿 6

はじめに

下水道は、汚水の排除による生活環境の改善はもとより、自然環境の保護、雨水の排除による浸水の防除及び河川等公共用水域の水質の保全等多岐にわたる役割を担っており、市民が健康で快適に暮らしていくために不可欠な社会基盤である。

近年では、台風の大型化、局地的集中豪雨の頻発等これまで経験したことのない規模の災害に対する備えも急務となっているなど、下水道機能の維持・充実は一層重要となっている。

経営面においては、平成２４年度に県下で初めて公営企業会計に移行するとともに、管渠施設も含めた下水道等施設の維持管理に包括的民間管理委託制度を導入し、経営状況の明確化や人件費をはじめとする維持管理費の抑制に努めてきた。

しかし、近年、人口減少や節水対策の向上等による排水需要の低下に伴い使用料収入は減少傾向にある一方で、下水道等施設の老朽化に伴う維持管理費や更新経費の増大、新型コロナウイルスや原油高の影響など下水道等事業を取り巻く状況は、不透明で厳しさを増すものと考えられる。

こうした状況の中、本審議会に対し、鳥取市長より令和３年１１月２日付けで「下水道等使用料について」の諮問があり、下水道等使用料のあるべき姿について意見を求められたことから、本審議会では全２回にわたり、施設の整備状況や各種経費削減等に関する取組、使用料対象経費の推移や今後の下水道等財政の見通しについて審議を行った。

１　下水道等使用料について

（１）使用料対象経費

下水道等使用料は、下水道等事業の管理運営に係る経費のうち、私費として負担すべき経費（汚水の処理に係る経費）を回収するために使用者から徴収するものであり、また、能率的な管理下における適正な経費及び事業の健全な運営を確保するために必要な経費に基づき算定されるべきものであることから、次のうちの私費負担分（汚水分）を使用料対象経費とすることが適当である。

ア　維持管理費　…　管渠費、ポンプ場費、処理場費、業務費、総係費等

イ　資本費　…　減価償却費、資産減耗費、企業債等支払利息

ウ　事業報酬

主な下水道等施設の耐用年数が建設改良費の財源とした下水道事業債の元金償還期間より長期にわたるため、元金償還金と減価償却費との差額（減価償却費が元金償還金に不足する額）を世代間負担の公平に配慮し、必要な範囲の事業報酬として使用料対象経費に算入することは適当である。

（２）使用料算定期間

下水道等使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格があるため、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期にわたる期間設定は、予測の確実性を失うおそれがあることから、使用料算定期間は、現状分析、将来予測を合理的に行いうる令和４年度から令和６年度までの３年間とすることが適当である。

（３）下水道等使用料

受益者負担の原則に立てば、汚水処理に係る経費は原因者である使用者からその全てを回収すべきであり、今後の見通しでは令和４年度から令和６年度の３年間における経費回収率について１００％を維持できると予測されている。このことより、現行の使用料のまま据え置くことが適当である。

（４）その他

社会経済情勢の急迫かつ不測の変化により、本答申の内容をそのまま適用することについて著しく妥当性を欠くと判断される場合には、諸般の事情を総合的に考慮し、柔軟に対応することが適当である。

２　付帯意見

（１）経営健全化の取組

① 施設の計画的な修繕と資本費の平準化

今後急速に進む老朽施設の更新期を迎え、下水道等施設の更新費用が増大すると予測されることから、施設の計画的な修繕や鳥取市ストックマネジメント計画に基づく資本費の平準化を図り、財政健全化に努力されたい。

② 効果的な接続勧奨及び徴収率向上

下水道等事業は、下水道等使用料をもとに経営をしているため、下水道への未接続や使用料の未納は、不公平感を生むばかりでなく、下水道等事業経営にも支障をきたすこととなる。このことから、下水道接続率向上に向けて効果的な接続勧奨を行われたい。また、徴収率向上のため、口座振替促進に加え、コンビニ納付やスマホ決済など納付環境の充実に努めるとともに、未納者の生活実態等も考慮しながら、毅然とした滞納整理に努力されたい。

③ 基本使用料、従量使用料負担区分の検討

使用水量の減少が懸念される中、中長期的な視点で人口減少や排水需要の実態等を把握し、一般家庭にも配慮したうえで、基本使用料、従量使用料負担区分間の見直しに向けた調査・研究を行うこと。

（２）きめ細かな広報活動

安定的に事業を運営していくためには、下水道等事業に対する市民の理解と協力が不可欠である。

そのため、市民の意見も取り入れつつ、ホームページやテレビ、広報誌等、多様な情報発信ツールを積極的に活用し、下水道のことを一人でも多くの市民に知ってもらえるようきめ細かな広報活動の実施に努められたい。

併せて、より分かりやすく、市民一人ひとりが下水道を身近で大切なものとして実感できるような広報内容の充実に努力されたい。

おわりに

市民の共有財産である下水道等施設の適正な管理、健全な事業運営の取り組みのためには、下水道に対する市民の理解と協力が不可欠である。

また、経営戦略の中間見直しを行ったところであるが、毎年度の進捗管理や計画と実績との検証、その結果を踏まえた定期的な見直しを行い、公営企業の経営基盤強化と財政マネジメント向上に十分に活用されたい。

そして、公共性の高い事業を経営する公営企業として、ＳＤＧｓの視点も十分に認識し、職員一同今後とも日々の業務に精励していただきたい。

本答申が、鳥取市の下水道等事業のたしかな発展の一助となることを願ってやまない。

審　議　経　過

	開催日時 開催場所	主な審議内容
第１回	令和３年１１月２４日（水） 午前９時から午後０時まで 鳥取市下水道部庁舎 ３階大会議室	（１）前回の答申内容について （２）今後の投資計画について （３）算定期間について （４）使用料対象経費について （５）今後の財政収支等見込みについて
第２回	令和４年１月１４日（金） 午前１０時から 鳥取市下水道部庁舎 ３階大会議室	（１）前回のご指摘について （２）答申について

鳥取市下水道等事業運営審議会委員名簿

（敬称略）

	役 職 名	氏　　名
会　長	国立保健医療科学院 統括研究官	増田　貴則
会　長 代　理	公立鳥取環境大学環境学部環境学科 准教授	戸苅　丈仁
委　員	鳥取大学工学部社会システム土木系学科 准教授	高部　祐剛
委　員	鳥取市環境事業公社 理事長	星見　喜昭
委　員	鳥取県土地改良事業団体連合会 常務理事	中村　　均
委　員	鳥取商工会議所 事務局長	林　浩志
委　員	鳥取いなば農業協同組合女性会 会長	前田　四寿子
委　員	鳥取市自治連合会 副会長	西原　牧夫
委　員	鳥取市連合婦人会 常任委員	民野　千秋
委　員	ゆうゆうとっとり子育てネットワーク 副会長	塚田　比佳里
委　員	市民公募	牛尾　柳一郎
委　員	市民公募	中島　淳子

任期：令和２年７月１日から令和４年６月３０日まで。